

農地法関係の提出書類について

- ＊ 申請書締切日は、農業委員会ホームページの「農業委員会予定表」で、ご確認ください。

以下の件につき、申請書添付書類等の説明書です。

- ★ 農地法第3条第1項の規定による許可申請
- ★ 農地法第4条第1項の規定による許可申請
- ★ 農地法第5条第1項の規定による許可申請
- ★ 農地の形状変更願い（田辺市農業委員会会長あて）
- ★ 農地法第2条の農地でない旨の証明願い（非農地証明）
- ★ 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出

農地法関係の提出書類について

★ 農地法第3条第1項の規定による許可申請（田辺市農業委員会会長あて）

この申請は、所有権の移転、又は耕作権の設定・移転等であり、農地を農地として売買・贈与・賃借・使用貸借する場合に受ける許可である。

原則として、譲受人（借受人）が現耕作農地50アール以上（但し、旧龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町は1アール以上）で、耕作を目的とするものが許可されます。あるいは、現耕作農地が50アール未満で売買・受贈・賃借・使用貸借することによって50アール以上の耕作面積となる場合も同様に許可される。（相続は本法の適用外である）

- ⑨
1. 所有権移転の場合は、原則として3年間は転用できない。
 2. 小作地は、原則として小作人以外には売渡すことができない。
 3. 未成年者の場合は、親権者をつける。
 4. 抵当権等がある場合は、原則として権利者の承諾を添付する。（公庫の場合は抹消する）
 5. 競売により落札した場合は、一方の申請により許可を取らなければならない。
 6. 耕作目的以外は許可されない。

（提出書類）

1. 申請書（別添含む） 1部
2. 印鑑証明書（写し） 1通（双方）
3. 登記簿謄本（全部事項証明書） 1部（申請地につき）
4. 耕作明細書（受人のみ） 1部
5. 課税名寄帳（受人のみ） 1部
6. 申請に係る農地等の位置図 1部
7. 契約書（使用・賃貸借のみ） 1部
- * 但し、農業者年金による経営移譲の場合は2部
8. その他、委員会が必要と認める書類

農地法関係の提出書類について

★ 農地法第4条第1項の規定による許可申請（県知事あて）

この申請は、所有者が農地以外の使用目的に変更する場合に受ける許可で、原則として必要面積の3倍以内でないと許可されない。

なお、所有者が資金を出して目的物を建築した後、第三者に貸し与える場合も本条の適用となる。

⑨ 1. 4ヘクタール（40,000 m²）を越える場合は、農林水産大臣許可である。

★ 農地法第5条第1項の規定による許可申請（県知事あて）

この申請は、所有権移転後又は賃貸借・使用貸借後、農地を農地以外の使用目的に変更する場合に受ける許可である。（他人から農地を譲り受け、宅地等に変更する場合、本条が適用する）

原則として、必要面積の3倍以内でないと許可されない。

⑨ 1. 4ヘクタール（40,000 m²）を越える場合は、農林水産大臣許可である。

2. 分譲住宅の場合は、宅地建物取引業法に基づく有資格者でないとできない。

3. 法人の場合は、法人謄本、定款（奥書証明したもの）、及び必要に応じて議事録・予算書・残高証明書・最近の事業報告書等を、各必要部数添付すること。

（提出書類） 第4条申請、及び第5条申請とも同じ

- | | | |
|-----------------|----|-----|
| 1. 申請書 | 2部 | |
| 2. 転用事由の詳細説明書 | 2部 | |
| 3. 印鑑証明書（申請人全員） | 2部 | ※写し |

4. 登記簿謄本（全部事項証明書） 2部 ※1部は写し
5. 誓約書 1部
6. 設計書又は予算書 2部
7. 同意書 2部
8. 付近見取図（住宅地図可） 2部
9. 字図（公図） 2部
10. 構 造 図（擁壁・側溝・水路・フェンス等） 2部
11. 平面図（この中に建物の配置図・平面図・排水計画等記入）及び断面図（建物を建てる場合は建物の断面、隣地との境界線及び状況を明示）（1/100 ～ 1/500 程度） 2部
 [平面図・断面図は切土・盛土・その他部類別に色分けし、寸法を記入のこと。又、隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること]
- * なお、同意書には、隣接農地所有者及び水利組合の署名、並びに同意印を必ず記入押印してもらうこと。
 [隣接農地とは、当該地の境界線より外側4m以内にある農地であり、間に水路・道路等があっても隣接農地と見なす（ただし、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町にあつては90cm以内にある農地とし、里道、水路があれば隣接同意を必要としないが、影響があるとみなされる場合は必要とする。）]
12. 建物を建てる場合は建物の平面図及び立面図 2部
13. 事業費の資金証明（金融機関の残高証明書、又は貸付証明書等） 2部
14. 5条の場合は、土地の売買契約書又は貸借契約書 2部 ※写し
15. 公共施設（道路・水路・堤防等）の境界確認書及び工事施工承認書 2部
 （接続して工作物を設置する承認）
16. 転用事業者が法人の場合、法人登記簿及び法人定款 2部 ※1部は写し
17. 該当する場合は、宅造受付コピー、開発許可受付コピー、景観計画区域内における行為の届出書受付コピー等が必要 2部
18. その他委員会が必要と認める書類
 [20,000 m²（1団地を形成する場合は合計面積）]以上の場合は、各1部増。
 4ヘクタールを越える場合は、さらに各1部増

農地法関係の提出書類について

★ 農地の形状変更願い（田辺市農業委員会会長あて）

この申請は、農地の形状を変更する場合に受けるものであって、農業委員会が決定する。

尚、本申請が承認された場合は、原則として3年以上の耕作を必要とする。

この申請は、原則として土地所有者がするものであるが、賃貸借等により他人が耕作している場合には、所有者の承諾書を添付し耕作者本人が申請することも可能である。又、所有者が死亡し未相続の場合には、相続人が申請してもよい。

（提出書類）

- | | | | |
|-------------------------------|-----|-----------------|----|
| 1. 申請書 | 2部 | 2. 印鑑証明書（写し） | 1部 |
| 3. 登記簿謄本（全部事項証明書） | 1部 | 4. 誓約書 | 1部 |
| 5. 同意書 | 1部 | 6. 付近見取図（住宅地図等） | 1部 |
| 7. 字図（公図） | 1部 | | |
| 8. 構造図（擁壁・側溝・水路・フェンス等） | 1部 | | |
| 9. 平面図及び断面図（1/100 ～ 1/500 程度） | 各1部 | | |

[平面図・断面図は切土・盛土・その他部類別に色分けし、寸法を記入のこと。又、隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること。]

- * 尚、同意書には、隣接農地所有者及び水利組合の署名、並びに同意印を必ず記入押印してもらうこと。

[隣接農地とは、当該地の境界線より外側4m以内にある農地であり、間に水路・道路等があっても隣接農地と見なす（ただし、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町にあつては90cm以内にある農地とし、里道、水路があれば隣接同意を必要としないが、影響があるとみなされる場合は必要とする。）]

10. 公共施設（道路・水路・堤防等）の境界確認書及び工事施工承認書

（接続して工作物を設置する承認）

11. その他委員会が必要と認める書類

[2,000㎡（1団地を形成する場合は合計面積）以上の場合は、田辺市開発指導要綱に基づく申請も必要。（申請先：農業振興課 農政係）]

農地法関係の提出書類について

★ 農地法第2条の農地でない旨の証明願い（非農地証明）

（田辺市農業委員会会長あて）

この証明願は、現状が農地でないため農地法の適用がないことを証明するためのもので、農業委員会が発行する。（なお、この証明は、農地法などの法律に基づく行政処分ではなく、農業委員会が慣例もしくは都道府県の通達に基づいて事実上の証明行為として行っているいわゆる行政上のサービス行為です。）

昭和27年10月20日以前にすでに非農地になっている場合は、農地法施行前のため無断転用ではないが、それ以降に転用されたものについては20年以上経過し、かつやむを得ないと判断できる場合にのみ発行する。なお、売買・贈与等があった場合はそれ以後20年以上経過しないと発行できない。

申請者は原則として土地所有者とするが、共有の場合は他の者の同意を得て代表者が申請しても良い。又、未相続の場合も他の相続人の同意を得て代表者が申請しても良い。

（提出書類）

1. 証明願 2部 2. 印鑑証明書 1部 3. 登記簿謄本（全部事項証明書） 1部
4. 地元農業委員等の証明書 1部 5. 現況写真 2枚（2方向から撮影すること。各1枚）
6. 付近見取図 1部（住宅地図でも可） 7. 字図（公図） 1部
8. 平面図（1/100～1/500程度） 1部 [隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること。]
9. その他委員会が必要と認める書類

※ なお、「地元農業委員等証明書」における証明者は、1名は地元農業委員とし、もう1名は隣接農地の所有者の内、非農地になった事情等に精通している方とする。該当者がいない場合は次の基準により順次決める。

- （1） 周辺において農業をされており非農地になった事情等に精通している方。
- （2） 農地以外の隣接土地所有者で非農地になった事業等に精通している方。
- （3） 周辺に居住されており非農地になった事情に精通している方。

農地法関係の提出書類について

★ 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出 (田辺市農業委員会会長あて)

この申請は、自らの農地経営のための施設を設けるために、転用を行うときに提出する届出であって、転用面積が 200㎡未満の農業用施設に限られる。

すなわち、農業経営主の所有する農地のみが対象であり、他の世帯員（父・妻・子等）の所有する農地又は、200㎡以上の農地を転用しようとする場合には農地法第 4・5 条の規定による許可申請を必要とする。

農業用施設としては、農業用倉庫・農道・水路があげられる。

200㎡以上ある農地の一部を転用する場合、登記簿謄本（全部事項証明書）の地目欄を変えることはできないが、固定資産税の現況評価は 2 段評価される。

なお、農用地区域内にある農地については、農業用施設である建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90㎡を超える場合は、農用地区域からの除外申請を事前に行うこと。（担当課：農業振興課）

（提出書類）

- | | | | |
|-------------------------------|-------|------------------------|-----|
| 1. 申請書 | 2 部 | 2. 印鑑証明書（写し） | 1 部 |
| 3. 登記簿謄本（全部事項証明書） | 1 部 | 4. 誓約書 | 1 部 |
| 5. 同意書 | 1 部 | 6. 付近見取図（住宅地図等） | 1 部 |
| 7. 字図（公図） | 1 部 | 8. 構造図（擁壁・側溝・水路・フェンス等） | 1 部 |
| 9. 平面図及び断面図（1/100 ～ 1/500 程度） | 各 1 部 | | |

[平面図・断面図は切土・盛土・その他部類別に色分けし、寸法を記入のこと。又、隣接地の地番・地目・所有者・官民境界・民々境界等を明記の上、境界線を朱線で明示すること。]

＊ 尚、同意書には、隣接農地所有者及び水利組合の署名、並びに同意印を必ず記入押印してもらうこと。[隣接農地とは、当該地の境界線より外側 4 m 以内にある農地であり、間に水路・道路等があっても隣接農地と見なす（ただし、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町にあっては 90 c m 以内にある農地とし、里道、水路があれば隣接同意を必要としないが、影響があるとみなされる場合は必要とする。）]

10. 公共施設（道路・水路・堤防等）の境界確認書及び工事施工承認書
(接続して工作物を設置する承認)
11. その他委員会が必要と認める書類